

労働安全衛生法改正による産業医・産業保健機能の強化の概要

(平成30年9月7日現在)

- 1 **事業者は**、産業医が辞任したとき又は産業医を解任したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を衛生委員会等に報告しなければならない。なお、「遅滞なく」とは、おおむね1か月以内をいう。
- 2 **事業者が**産業医に行わせなければならない事項に、新技術・商品・役務の研究開発業務に従事する労働者(ただし、農畜水産業に従事する労働者、管理監督者、機密事項取扱い労働者、監督署長の許可を得た監視断続労働に従事する労働者及びいわゆる高度プロフェッショナル制度適用労働者を除く。)であって、1か月当たり100時間を超える時間外・休日労働を行わせた労働者に対する面接指導、さらにその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関することを追加する。(安衛法第13条第1項)
- 3 **産業医は**、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。
- 4 **産業医は**、誠実に、その職務を行わなければならない。(安衛法第13条第3項)
- 5 **事業者は**、産業医に対し、以下の情報を提供しなければならない。(安衛法第13条第4項)(注1)
 - ①健康診断実施後の措置、面接指導実施後の措置、ストレスチェックの結果に基づく面接指導実施後の措置又は講じようとするこれらの措置の内容に関する情報。なお、これらの措置を講じない場合には、その旨及びその理由も提供しなければならない情報となる。なお、これらの情報は、医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく、提供しなければならない。
 - ②1週間当たり40時間を超えて労働させた時間が1月当たり80時間を超えた労働者の氏名及びその超えた時間に関する情報。なお、これらの情報は、超えた時間の算定を行った後、速やかに、提供しなければならない。
 - ③上記以外の情報で、産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認める情報(詳細は未定)。なお、これらの情報は、産業医から提供を求められた後、速やかに、提供しなければならない。
- 6 **産業医は**、労働者の健康管理等について、必要な勧告を行うことができる。なお、その勧告を行おうとするときは、あらかじめ、その内容について、事業者の意見をもとめること。また、事業者は、産業医の勧告を尊重しなければならないが、受けた勧告の内容及びその勧告を踏まえて講じた措置の内容を記録し、3年間、保存しなければならない。なお、措置を講じない場合には、その旨及びその理由も記録し、同様に3年間保存しなければならない。(安衛法第13条第5項)
- 7 **事業者は**、産業医から勧告を受けたときは、勧告を受けた後、遅滞なく、勧告の内容、勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容について、衛生委員会等に報告しなければならない。なお、措置を講じない場合には、その旨及びその理由について、同様に、衛生委員会等に報告しなければならない。(安衛法第13条第6項)
- 8 **事業者は**、産業医等が労働者からの健康相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずるように努めなければならない。(安衛法第13条の3)
- 9 事業者が産業医に対し産業医の職務(安衛則第14条第1項に規定されている。)を行うために、**事業者は**、産業医に、以下の権限を与えなければならない。
 - ①事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
 - ②労働者の健康管理等を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。
 - ③労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。
- 10 **事業者は**、衛生委員会等を開催する都度、委員会の意見及びその意見を踏まえて講じた措置の内容等を記録し、3年間、保存しなければならない。(安衛法第103条第1項)
- 11 **産業医は**、衛生委員会等に対して、必要な調査審議を求めることができる。
- 12 **事業者は**、産業医の業務の具体的な内容、産業医に対する健康相談の申出の方法及び産業医による労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの方法を、常時、各作業場の見やすい場所に掲示し又は備え付ける、又は書面を労働者に交付する若しくは磁気テープ、磁気ディスク等に記録しかつ各作業場に労働者がその記録の内容を常時確認できる機器を設置する方法により、労働者に周知しなければならない。(安衛法第101条第2項)
- 13 **事業者は**、労働者の心身の状態に関する情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で、当該情報を収集し、収集の目的の範囲内で保管し、及び、使用しなければならない。なお、事業者は、当該情報を適正に管理するため、必要な措置を講じなければならない。(安衛法第104条第1項、同第2項)(注2)

注1 産業医の選任義務がない事業者については、努力義務規定(～努めなければならない)にとどまる。(安衛法第13条の2第2項)

2 同上(安衛法第101条第3項)